

評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 敬愛

【目 的】

第1条 この規程は、社会福祉法人敬愛の定款第8条第1項に基づき評議員の報酬等について定めるものである。

【定 義】

第2条 評議員とは、社会福祉法人敬愛の定款第6条第1項に基づいて決議された者である。

【評議員の報酬等】

第3条 評議員に対して、各年度の総額が110,000円を超えない範囲で、報酬等を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会に出席した時は、報酬として1回につき5,000円（所得税は別途支給）を支払う。
- 3 交通費は社会福祉法人敬愛の「非常勤職員就業規則」第6章第18条・通勤手当を適用する。報酬等の支払いは、職務終了後すみやかに現金手渡しにて支払う。

【運營業務の報酬等】

第4条 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務に当たった場合は、報酬として1回につき5,000円（所得税は別途支給）を支払うことができる。

- 2 交通費は社会福祉法人敬愛の「非常勤職員就業規則」第6章第18条・通勤手当を適用する。

【出張旅費】

第5条 評議員が、法人業務のために出張する場合は、社会福祉法人敬愛の「出張旅費規程」を適用する。

【改 正】

第6条 本規程を改正する必要がある場合は、理事会の承認を経たものを議案とし、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。